



取総発第637号
令和4年9月21日

■■■■ 殿

取手市長 藤井 信吾



弁明書の送付及び反論書等の提出について

令和4年8月21日付けで貴殿から提出された、取手市長が行った令和4年5月17日付け情報部分開示決定処分（取建発第278号）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第30条第1項の規定による弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）及び同法第32条第1項の規定による証拠書類又は証拠物を提出する場合は、令和4年10月28日までに、それぞれ正副2通を提出してください。

※1 反論書及び証拠書類又は証拠物を提出する場合は、信書便又は持参によって、以下にご提出ください。

茨城県取手市寺田5139番地 取手市役所本庁舎内情報管理課

※2 反論書の提出に当たっては、別紙のとおり様式例を示す「反論書送付通知書」を併せて提出してください。なお、様式例に示す事項が明確に記載されているものであれば、任意の様式で作成することは差し支えありません。

【審査庁所管課】

茨城県取手市役所総務部情報管理課

郵便番号 : 302-8585

連絡先住所 : 茨城県取手市寺田5139番地

電話番号 : 0297-74-2141 (内線1151)

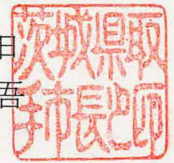


審査請求人 取手市

処 分 庁 取手市長

弁 明 書

令和 4 年 9 月 8 日
取手市長 藤井 信吾



審査請求人が令和 4 年 8 月 21 日付けで提起した、取手市情報公開条例（平成 12 年条例第 6 号。以下「市条例」といいます。）第 9 条第 1 項の規定に基づき取手市長が行った下記 1 に掲げる決定に対する審査請求に関し、次のとおり弁明します。

記

1 事件の表示

審査請求人が令和 4 年 8 月 21 日付けで提起した、市条例第 9 条第 1 項の規定に基づき取手市長が行った令和 4 年 5 月 17 日付け情報部分開示決定処分（取建発第 278 号）（以下「本件処分」といいます。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」といいます。）

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、市条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関である取手市長に対し、令和 4 年 5 月 7 日付けで以下のとおり情報開示請求（以下「本件開示請求」といいます。）を行いました。

「取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例第 9 条に定める緑の審議会委員のうち「公募に応じた市民」をめぐる下記情報がわかる文書や電磁的記録

- 1) 委員公募の手続きや応募資格などを定めた規定
- 2) 過去 5 年間の委員公募の告知方法（「広報とりで」掲載など）
- 3) 過去 5 年間の公募に対する応募状況



4) 過去5年間の公募委員の選任根拠

5) 過去5年間の審議会全委員の委嘱決裁書

(2) 実施機関である取手市長は本件開示請求に関する情報を特定し、本件処分を行い、開示請求者である審査請求人は令和4年5月21日に郵送にて本件処分に係る決定通知書を受領し、同月23日に郵送にて写しの交付を受けました。

(3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、審査庁である取手市長に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和4年8月21日付けで、本件審査請求を行いました。

(4) このような経過のもと、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定により、処分庁である取手市長（以下単に「当庁」といいます。）は弁明書を作成するものです。

3 審査請求の趣旨及び理由の概要

(1) 審査請求人は、審査請求書において、本件審査請求の趣旨及び理由につき、以下のとおり述べています。

ア 審査請求の趣旨（審査請求書記載の原文を引用）

通知書の「開示することができない部分及び理由」の記載内容に納得できないところがあるので、下記の理由から情報部分開示決定を見直すよう求めます。

イ 審査請求の理由（審査請求書記載の原文を引用）

①「公募者選考基準」は公職にある委員が適正に選ばれているのか確認する上で必須の情報です。開示できない理由について「取手市情報公開条例第7条第1項第5号に該当し、公にすることにより適正な事務の執行に支障を及ぼす恐れがあるため」と、条文引用にとどまっています。公表すれば、どのような支障が市の事務事業に生じるのか、また似たようなケースで支障が生じた前例があるのか、上記条文を適用する客観基準はあるのか具体的で説得力のある説明がありません。

②「取手市緑の審議会委員の委嘱について」における名簿で、住所とともに不開示となった「備考欄」などには、委員がそれぞれ所属する自然保護団体等とその役職名が記載されていると推測されます。これら情報は、緑の審議会委員に適任の人物が選任されたか確認する上で必須の情報です。また、団体に所属して自然保護活動等に当たっている方々は多くの場合、その団体名を公にして活動しています。所属団体等の開示により「個人の権利利益を害する恐れ」はないと思われます。市は開示できない理由について「取手市情報公開条例第7条第1項第



5号に該当し、公にすることにより適正な事務の執行に支障を及ぼす恐れがあるため」と、①と同様、条文内容の引用にとどまっています。公表すれば、どのような支障が市の事務事業に生じるのか、また似たようなケースで支障が生じた前例があるのか、上記条文を適用する客観基準はあるのか具体的で説得力のある説明がありません。

4 処分庁の弁明

(1) 市条例第1条では、「市民の知る権利を保障することにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的とする」旨が規定されており、当庁としては市条例の解釈及び運用は、常にこの目的に照らして行わなければならないものと解しています。また、市条例第3条では「この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の開示を請求する者の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関の長は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」旨が規定され、実施機関が果たすべき責務として、個人情報に最大限に保護しながらも、情報については原則開示の精神を明らかにしたものと解しています。このような規定の趣旨に則り、当庁として本件処分を行いました。

(2) 審査請求人は、審査請求書において種々主張していますが、本件審査請求の論点は、緑の審議会委員の公募者選考基準が開示できない理由について具体的で説得力のある説明がなかったこと（以下「論点1」といいます。）、開示文書「取手市緑の審議会委員の委嘱について」における審議会委員名簿（以下「委員名簿」といいます。）の「備考欄」に記載された情報が開示されなかった理由について具体的で説得力のある説明がなかったこと（以下「論点2」といいます。）の2点と認められます。よって、当庁は、以下のとおり弁明します。

ア 論点1について

緑の審議会公募委員の募集に関しては、応募動機を400字程度の作文形式で提出していただき、「公募者選考基準」に基づいて評価・採点を行っています。不開示とした「公募者選考基準」は、応募のあった作文の評価基準となる項目や配点を定めているものであることから、**これらを開示することは試験問題を開示することと同義**であり、緑の審議会公募委員に応募する際において、情報開示をした者だけが有利になってしまうということが考えられます。また、「公募者選考基準」を公にした場合、この**基準に沿った作文の提出が予想され、作文の得点の平均化がなされてしまい、評**



価・採点が困難になることも考えられます。従って、今後の公募委員の公正な選考の実施に支障を及ぼすおそれがあることから、市条例第7条第1項第5号に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため不開示としたものです。

イ 論点2について

委員名簿中審議会委員の氏名については、市条例第7条第1項第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」（以下「第1号の個人情報」といいます。）として不開示情報に当たりますが、緑の審議会委員は非常勤特別職の公務員であるため、不開示の例外規定である同号ウに規定する「公益上必要となる当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報」（以下「ウの例外規定」といいます。）の当該公務員等の氏名に該当するものとして開示しました。一方、審議会委員の住所及び委員名簿中備考欄に記載された職業については第1号の個人情報であり、かつ、ウの例外規定のいずれにも該当しないものと判断し、また、当該委員名簿は公にすることが予定されている情報ではないことから、不開示としたものです。

ウ なお、開示文書「取手市緑の審議会委員の委嘱について」において、市条例第7条第1項第5号に該当すると判断した箇所は、「市民からの公募者選考理由」における公募者選考基準の項目であり、不開示とした理由は上記アと同様であることを申し添えます。

以 上

別紙

反論書送付通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(審査庁) 〇〇 〇〇 殿

審査請求人 〇〇 〇〇

(処分庁) が行った〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求に関して、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第30条第1項の規定により、下記の反論書等を別添のとおり提出します。

記

- 1 反論書 正副2通
- 2 添付書類 〇〇〇〇 1通 (別添1)
△△△△ 1通 (別添2)

以 上